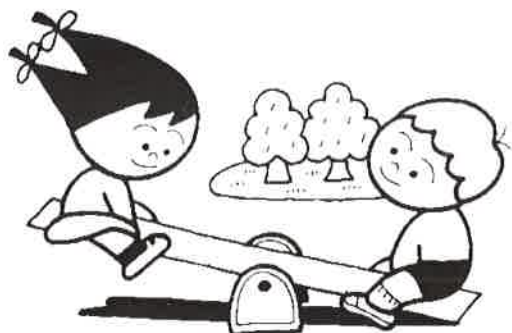




医療法人 社団三医会 こなか園（院内保育）利用規程

(26年4月より)



第1条（目的）

医療法人社団三医会従業員の皆様が、安心して勤務して頂ける事を願い、その一端として、院内保育を実施するにあたり、こなか園利用運営についての基本的事項を定めたものである。

第2条（利用対象者）

当保育所を利用できる者は、医療法人社団三医会の従業員である事とする。

第3条（入園申込 結果）

利用希望者は、こなか園利用希望票を所属長に提出する。所属長は各施設事務所（事務長）に提出するものとする。提出の時期については下記の通りとする。

- ・ 新規採用者は、採用時に利用希望票を提出するものとする。
- ・ 出産育児休暇復帰に伴う申し込みについては、出産休暇届提出の際又は出産予定日の 6ヶ月前以後の提出とする。
- ・ その他は、随時利用希望票を提出するものとする。

こなか園入園許可は、入園判定会議を開き、可否通知は申込後 1ヶ月以内とするが、第6条に該当する場合はこの限りではない。

第4条（利用対象児 利用期間）

こなか園の利用対象児は原則 0歳4ヶ月から1歳（1歳になってからの年度末）までとし、こなか園利用期間は最大2年間とする。（園児一人につき）

第5条（定員）

こなか園利用定員は9名（対象児年齢により9名から15名）

第6条（入園不可理由）

こなか園利用は定員、従業員基準の関係から、以下に該当する場合入園を許可しない（入

園時期を変更して許可する) 事がある。

1. こなか園利用児が定員数の飽和状態(満員)にある場合。
2. 従業員の配偶者であって、こなか園を利用申請している子の親である者が次のい
ずれにも該当する場合
 - ① 職業に就いていない者(育児休業等に関する法律に基づく育児休業その他の
休業により就業していない者を含む)
 - ② 心身の状況が申出に係る子の養育をすることができる者
 - ③ 休業申し出に係る子と同居している者
3. 現在こなか園を利用している園児がある場合。
4. 過去において、こなか園利用のしおりに記載された事項及び三医会担当所属長・
担当保育士よりの指示・命令事項について違反があった場合。

※ 1 から 4 項の規定に関わらず利用申請している従業員の子がこなか園を利用でき
ないことにより施設運営上(三医会)業務に支障があると所属長が判断し、入園
判定会議において特例として入園を許可することがある。

※ 1 から 4 項の規定に関わらず特別に認めた子(例えば従業員の孫)がこなか園を
利用できないことにより、施設運営上(三医会)業務に支障があると所属長が判断
し、入園判定会議において、定員枠の有無・短期利用期間等を勘案し、特例として
入園を許可することがある。

第7条 (こなか園従事者)

こなか園職員配置は保育士 2 名以上とする。

第8条 (利用日)

保育出来る日は、月曜日から金曜日・土曜日(隔週)とし年間スケジュールの通り
とする。日曜祭日(お盆 年末年始休暇)は休園とする。

第9条 (利用時間)

保育時間は原則午前 8:00~午後 5:15(最終 5:30 分まで)とし、こなか園を利用
申請している子の従業員の勤務日及び勤務時間内とする。ただし、夜勤者につい
ては、夜勤入り・明け両日とも、午前 8:00~午後 5:15(最終 5:30 分)まで利
用できるものとする。その他の利用は原則認めない。

第10条 (園児昼食 持参物)

昼食(ミルク除く)、おやつについては、原則、当園で用意いたします(外部委託
業者にて)。

お子様用の衣類、布団、おむつ等持参して頂きます。

第 11 条（保育料等利用料金）

1. 保育料は、下記の通りとする。

保育時間	登園日数	料金（月額）
1 日保育（4 時間を超える）	開園日数の 1/2 以上	20,000 円／月
	開園日数の 1/2 未満	10,000 円／月
半日保育（4 時間以内）	開園日数の 1/2 以上	10,000 円／月
	開園日数の 1/2 未満	5,000 円／月

ただし、入園月・退園月・長期休暇月については、日額計算とする。

保育時間	料金（日額）
1 日保育（4 時間を超える）	1,000 円／日（上限 20,000 円／月とする）
半日保育（4 時間以内）	500 円／日（上限 10,000 円／月とする）

その他、特別な教材使用や行事が合った場合は教材費として別途徴収致します。
なお保育料は従業員給与より天引きするものとする。また保育料は、運営状況などにより変更する必要があるが前もって通知する。

2. 食事代については以下の通りとする。

普通食（子ども用）	258 円／食（うち消費税 19 円）
おやつ代	124 円／日（うち消費税 9 円）
ミルク	実費



第 12 条（その他）

上記以外の事項については、こなか園を利用申請している子の従業員（保護者）と三医会担当所属長との協議のうえ取り決める。

附則

- (1) この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) この規定は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- (3) この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。